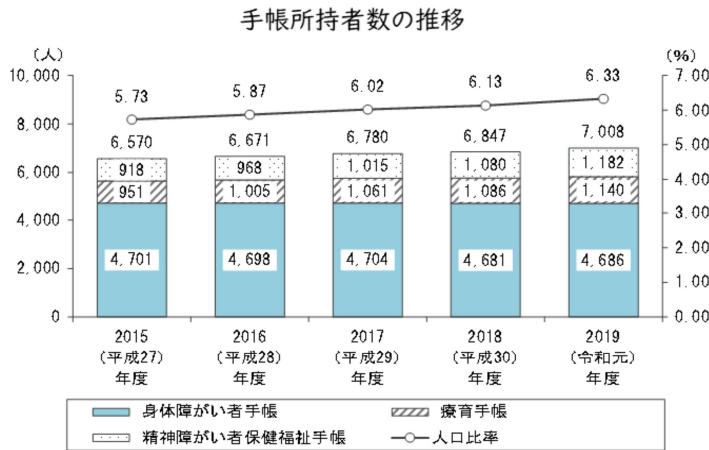




本市における障がい者を取り巻く状況



福祉的就労の利用実績
(月あたり利用実績)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援(就労希望者向け訓練)	33人	34人	31人
就労継続支援A型(雇用型)	64人	61人	59人
就労継続支援B型(非雇用型)	209人	230人	246人



一般就労を目指す障がい者は増えていない

左のグラフは障がい者手帳の所持者数の推移です。本市におきましては、身体障がい者手帳所持者数は横ばいですが、知的障がいに係る療育手帳、精神障がいに係る精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

一方で、右の表は令和2年度までの福祉的就労の利用実績ですが、比較的一般就労への移行が少ない就労継続支援B型の利用者は増加しているものの、一般就労を念頭においた就労移行支援と雇用契約を結ぶ一般就労に近い通所事業である就労継続支援A型においては増加は見られません。そのことから福祉的就労に就く障がい者が増加する中であっても、令和2年度までは一般就労を目指す障がい者は、増えなかったことがわかります。



これまでの障がい者就労・雇用支援における課題

- 障がい者の一般就労への移行・定着支援は、福祉的就労の通所事業所、障がい者就業・生活支援センター、ハローワークにおいて主に実施しており、相談支援事業者の関わりが少ない
- 障がい福祉の相談支援専門員は、就労支援の経験がなく知識が不十分
- 地方自治体（障がい福祉分野、商工分野）、労働局（ハローワーク）、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の連携が不十分
- 担い手が減少している分野（例：農業）と、障がい福祉施策との連携が不十分
- 障がい者を雇用する企業等に向けて、障がい者就労のPRが不十分

障がい者雇用センターの設置・雇用会議が設置される以前の令和2年度までの本市における就労・雇用支援における課題をまとめました。

まず、障がい者の一般就労への移行・定着支援は、福祉的就労の通所事業所、もしくは障がい者の就労と生活を支援する障がい者就業・生活支援センター、ハローワークが主に実施しており、市が行う相談支援事業や障がい福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員の関わりが少ない点が課題として挙げられます。そのような状況では、障がい者が自立した生活を営むうえで一般就労を目標に据えることは重要なことであると認識していても、福祉的支援を行う相談支援専門員の一般就労に向けての支援に関する知識や経験が不十分なため、具体的な支援に反映できていないのではないかと考えました。

また、障がい者が就労できる生活基盤を整えるための福祉的な生活支援と就労支援のそれぞれを担う機関が分離していること、各支援機関の連携を十分に機能させる仕組みが不十分であることが課題と考えました。そのような状況では、障がい者の情報共有を図りつつ一体的な就労支援を行うことが難しく、それぞれの障がい者がもつ可能性や強みについて深く知り得る立場である相談支援専門員が、一般企業との連携や農業などの各分野へのアプローチまで想定することは困難で、障がい者の自立生活を最終目標とするプランが描きづらい状況があると考えました。また、障がい者雇用の制度や現状を企業に向けてPRする動きを、さらに活性化していく必要も感じておりました。



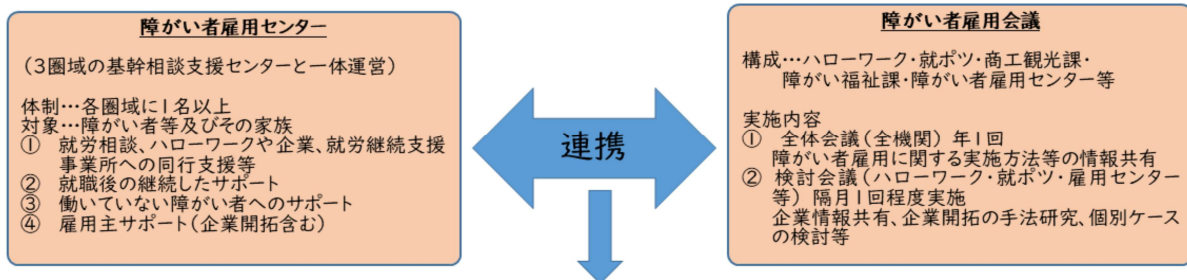
障がい者雇用センターの設置・雇用会議の実施



令和3年度からの新たな取組

○市内3圏域ごとに障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者雇用センターを併設
 ⇒ 障がい者の生活から就労による自立に向けた切れ目のない相談支援体制の構築

○障がい者雇用会議を実施し、関係機関が有機的に連携、総合的な障がい者就労・雇用の推進



令和4年7月時点の利用者数は、就労継続支援A型は75人、B型は341人に増加している。

そこで令和3年度から、障がい者の生活を支援する中核的な機関である障がい者基幹相談支援センターを市内3圏域において実施することに併わせて、各基幹相談支援センターに障がい者の就労や雇用を支援する雇用センターを併設し就労相談員を配置することで、障がい者の相談にきめ細やかに寄り添い、生活面から就労面に至るまで切れ目のない継続した相談支援体制を構築しました。

また、同年度から障がい者雇用会議を開催し、先行して障がい者就労支援をしている機関(ハローワークや就業・生活支援センター等)や市商工観光課と連携しながら、障がい者に向けた支援だけでなく、企業への働きかけを行い、障がい者雇用への理解促進を図ることで、障がい者の雇用の場が広がっていく取組を開始しています。

本市の障がい者への就労支援は雇用センターの活動だけではなく、例えば障がい者地域自立支援協議会において就労支援部会を設置し、福祉的就労の場である通所事業所の横のつながりを強化した他、農とみどり推進課と連携しながら通所事業者にも農福連携に係るアンケートを配布し、各福祉事業者の農作業に関わる具体的活動を集約し、農業事業者にも情報提供する仕組みづくりも始めています。

今後も、長期的に障がい者の一般就労の活性化につながる取り組みを、障がい者への支援と企業への働きかけの両面から進めてまいります。